

契約のあり方について

東京都では、公共工事に適用する入札契約制度について、平成29年3月31日「入札契約制度改革の実施方針」を公表し、本年6月から予定価格の事後公表など、新たな制度で運用を開始した。その概要は以下のとおりである。

1. 経緯

豊洲新市場建設などにみられる1者しか入札に参加せず、しかも予定価格が99.9%で落札されるという結果が、都民から見て競争性や公正性に疑問を持たれているのではないかという問題意識がある。

2. 対応

「入札契約制度改革の実施方針」（平成29年3月策定）により、多くの入札参加者を確保し、適正競争により契約締結されたことを都民にも見える形に再構築し、入札の透明性を高める。

3. 実施事項

- (1) 予定価格の事後公表
- (2) JV 結成義務の撤廃
- (3) 1者入札の中止
- (4) 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

4. 実施時期

- (1) 財務局契約案件 平成29年 6月26日公表分から
- (2) 各局契約案件 平成29年10月30日公表分から

5. 対象案件

競争入札に付する工事請負契約案件（物品および委託は対象外）

6. 平成29年度中検討、実施する事項

- (1) 技術提案型総合評価の技術点評価方式や評価対象等の見直し
- (2) 公共調達手続や入札結果に関する事前・事後検証の強化
- (3) 入札の透明性・公正性をより高めるために情報公開を充実

7. 実施方法

1年間の試行として実施し、半年程度経過後に都政改革本部会議で中間報告を行い、翌年度以降の改善に向けた検証を進める。

8. 実施方針の内容

実施事項	目的・理由	主な内容	期待される効果
<p>予定価格の事後公表</p>	<p>・ 予定価格が事前公表の場合、予定価格付近の応札が可能であり、応札者が1者のみの場合には、競争性や公正性に疑念を持たれる恐れがある。 ・ 予定価格を事後公表に切り替え、適正な競争により契約が締結されたことを見える形にする。</p>	<p>1. 対象工事 ⇒ 予定価格250万円以上の競争入札案件 2. 事前公表する案件 ⇒ 不調が複数回発生案件 3. 予定価格の公表時期 ⇒ 入札経過調書等の公表時 4. 工事発注規模の公表 ⇒ 入札参加の判断材料として公表 5. 再度入札の実施 ⇒ 予定価格超過で不落となる場合、同一日に、2回まで実施 6. 発注図書の充実 ⇒ 図面の詳細化、積算内訳書における数量表示や工程表の公表など 7. 適切な見積り期間の確保 (1) 提示開始時期 ⇒ 発注図書等の提示開始時期の前倒し（案件公表時） (2) 見積り期間の延長 ⇒ 質問回答から入札締切まで1週間程度延長 8. 予定価格及び最低制限価格の漏えい防止策の強化 ⇒ 事業者側・職員側にそれぞれに対策</p>	<p>・ 予定価格に極めて近い落札（落札率99.9%）は減少 ・ 予定価格超過者の応札も見込まれるため、競争が目に見える形となり、入札の透明性が向上</p>
<p>JV結成義務の撤廃</p>	<p>・ JVの結成を義務付けている比較的大規模な工事においては、国や他の自治体に比べ、入札参加者が少なくなっている現状があり、JV結成義務が入札参加の制約になっている。 ・ より多くの事業者が入札に参加しやすい環境を整備する。</p>	<p>1. 対象工事 ⇒ 建築6億円以上、土木5億円以上、設備2億5千万円以上（24.7億円未満）でJV結成義務の撤廃+総合評価方式（中小企業が構成員となるJVに加点） 2. WTO案件（24.7億円以上） ⇒ JV結成義務の撤廃 3. 参加条件の緩和 ⇒ 意欲と能力のある中小企業（資本金3億以下又は従業員300人以下）が単独でも入札参加可能 4. JVの構成員数 ⇒ 案件の価格帯に応じて、原則、2者または3者 5. JVの出資比率 ⇒ 構成員のうち、最下位者の出資比率下限のみ定める</p>	<p>・ 大規模工事における入札参加者の増加と競争性の向上</p>
<p>1者入札の中止</p>	<p>・ 競争性が都民から見えにくい1者入札を中止し、入札の競争性・透明性を向上</p>	<p>1. 入札手続を中止する場合 ⇒ 希望申請時に希望なし又は希望1者の場合 2. 入札手続を中止しない場合 ⇒ 希望が2者以上は、入札を行う者が1者以下でも中止しない。 3. 中止した案件の再発注 (1) 参加条件を緩和 ⇒ 技術要件等を見直し、参加条件を緩和 (2) 1者入札可 ⇒ 中止の連続による事業の停滞を防ぐため、希望が1者でも、入札を中止しない。 (3) 予定価格事前公表 ⇒ 再発注3回目以降は事前公表</p>	<p>・ 1者入札が減少し、入札の透明性・競争性が向上</p>
<p>低入札価格調査制度の適用範囲の拡大</p>	<p>・ 大規模工事を取り扱う財務局契約案件について、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し、工事品質を確保しつつ、より競争環境を高める。</p>	<p>1. 対象工事 ⇒ 財務局契約案件のうち、建築4.4億円以上、土木3.5億以上、設備2.5億以上 2. 最低制限価格の適用に関する臨時的措置（平成27～29年度・24.7億未満で実施）は終了 3. 低入札価格調査制度の運用厳格化 ⇒ 将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止を実現 (1) 工事成績判断基準の導入 ⇒ 過去3年間の工事成績評定で65点未満は失格 (2) 特別重点調査の失格基準化 ⇒ 特別重点調査は廃止し、その基準額を数値的失格基準に改める (3) 書類不備による失格 ⇒ 書類の不備は一切認めず、失格とする (4) 社会保険未加入対策の強化 ⇒ 見積書について、法定福利費が別枠未計上は失格 (5) 増員の技術者の取扱い ⇒ 増員の技術者を配置しない又は正当な理由なく交代した場合に指名停止 (6) 契約後の追跡調査の厳格化 ⇒ 施工後の報告書提出の厳格化（未提出の場合に指名停止）など</p>	<p>・ 工事品質を確保しながらより競争的な価格で契約を締結</p>